

環境影響評価書案の概要

菱鉱建材株式会社八王子事業所（第一工場・第二工場）
採掘区域拡張事業

平成 10 年 7 月

菱鉱建材株式会社

1. 総 括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：菱鉱建材株式会社 代表取締役社長 八木眞之助

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：菱鉱建材株式会社八王子事業所（第一工場・第二工場）採掘区域拡張事業

種 類：土石の採取

1.3 対象事業の内容の概略

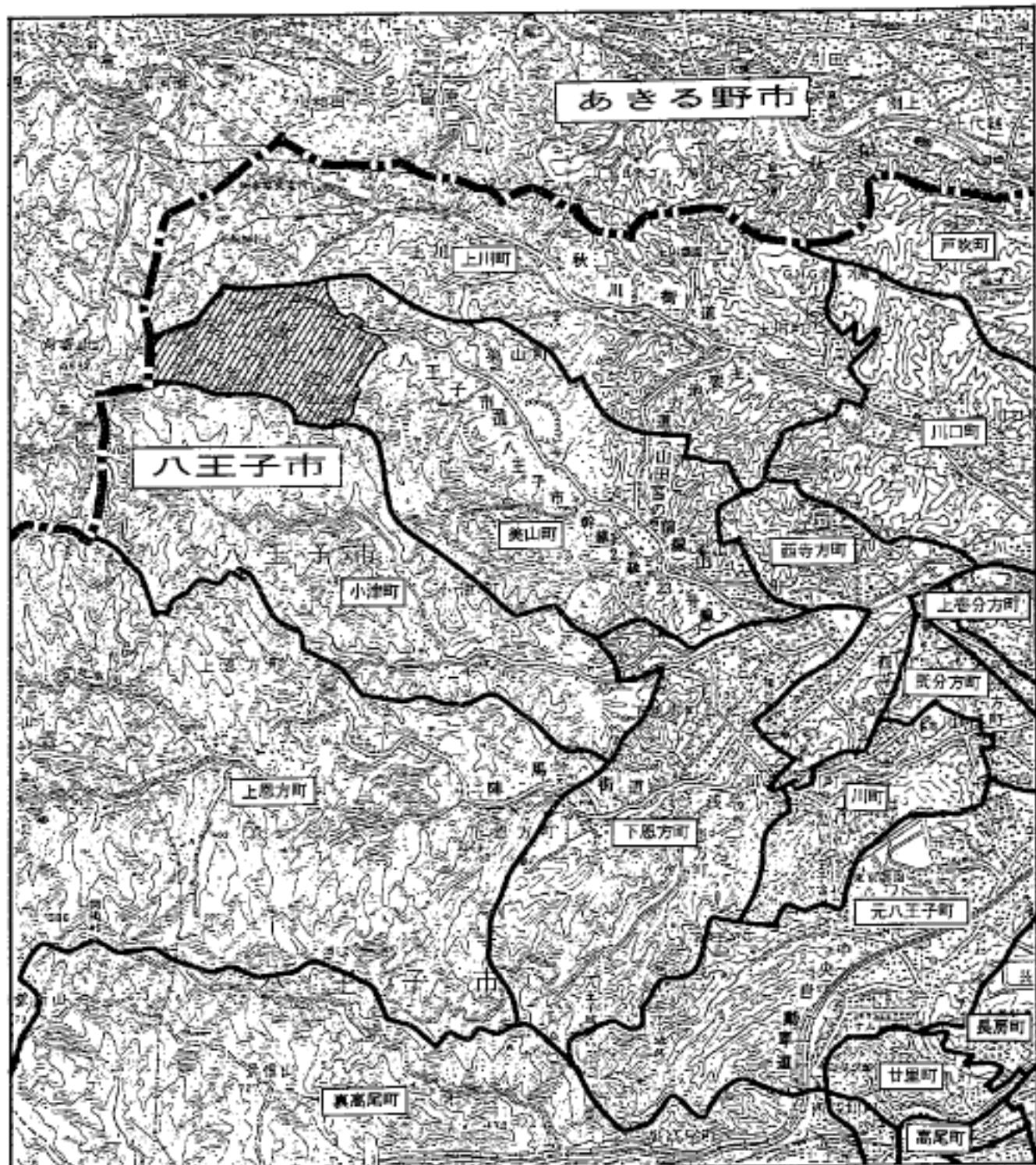
本事業は、東京都八王子市美山町において採石法に基づき認可を受け、採石事業を行っている菱鉱建材株式会社が、今後19年間の現工場を含めた採掘計画を立案し、採石事業を継続するものである。

事業計画の概要及び事業区域の位置は、表1.3-1及び図1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業計画の概要

事 業 区 域 面 積	拡張区域面積 (うち採掘面積)	587,182.00 m ² (87,011.00 m ²)			
	既許可区域面積 (うち採掘面積)	第一工場 574,333.19 m ² (450,474.19 m ²)	第二工場 287,427.00 m ² (229,507.00 m ²)		
	合 計	計 861,760.19 m ² (679,981.19 m ²)			
年間採取岩量	1,448,942.19 m ³ (766,992.19 m ³)				
採取期間	平成10年度から平成29年度（予定）				
期間内の総採取岩量	23,873,500 t				
採掘方法	露天階段採掘法（ベンチカット工法）				
生産品目	碎石骨材（コンクリート用 55%） (道路・その他工事用 45%)				
廃土・廃石量	約 3,450,000 m ³				
表土及び廃土・廃石の処理方法	・植栽緑地の客土として利用する。 ・盛土造成地の基盤材として利用するほか、平坦地に埋め戻し処理する。 ・一部は事業区域の外部に搬出する。				
放流河川名	山入川				

（注）採掘面積は、事業区域面積から残留緑地、保留緑地及び採掘区域内緑地面積を除いた面積である。



凡 例

■：事業区域

所在地：東京都八王子市美山町2573番地1号

—■—：行政区域界

——：町丁界



図 1.3-1 事業区域位置図



1:50,000

0

1

2km

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について、現況調査を実施し、事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

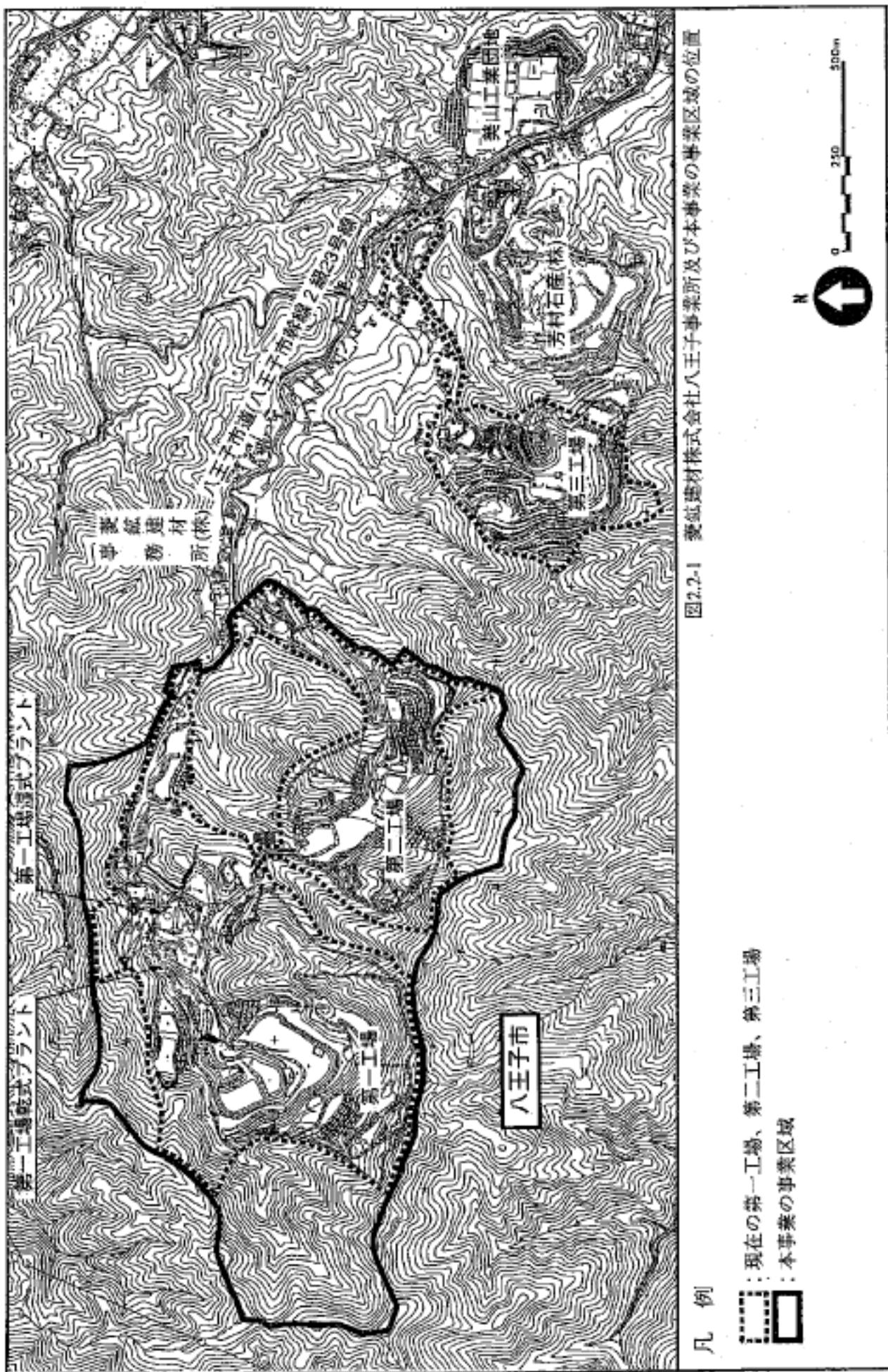
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1.4-1のとおりである。

表1.4-1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	事業区域からの粉じん及び浮遊粒子状物質は、今後とも適切な粉じん防止対策を講じることにより周辺における変化の程度は少ない。 将来の沿道大気は、一般交通量の増加に伴い大気質濃度が高くなる地点があるが、事業関連車両台数に変化がなく、影響割合は減少する。また、その他の地点では、すべて現況の沿道大気質濃度で推移し、変化の程度は少ない。
2. 騒音	発破騒音は、敷地境界及び最寄り民家で事業着手から14年後までは「工場に係る騒音の規制基準」の昼間50デシベルを下回る。また、14年後から19年後にかけて火薬量を減少させる等低騒音化により規制基準の50デシベルを下回る。重機騒音は、敷地境界及び最寄り民家でいずれも「工場に係る騒音の規制基準」の昼間50デシベルを下回る。道路交通騒音については、搬出入ルート沿道における事業関連車両は将来とも変化しないため、事業関連車両による騒音レベルの増加はない。
3. 振動	発破振動及び重機振動は、敷地境界及び最寄り民家で19年後まで現況と同程度であり、「工場に係る振動の規制基準」の昼間60デシベルを下回る。また、道路交通振動については、搬出入ルート沿道における事業関連車両は将来とも変化しないため、事業関連車両による振動レベルの増加はない。
4. 水質汚濁	採掘区域の拡張に伴い、事業区域の雨水によって発生する濁水は増加するが、側溝、調節池及び沈殿池等を経由し、山入川へ放流されるほか、一部は事業区域内で洗浄水として循環利用される。放流される河川水質は、沈殿池、調節池等により十分沈降させた後放流されることにより、通常時のSS濃度は20mg/l、降雨時30mg/lとなる。 また、山入川の河川水質は流下するに従い、事業区域や流域界の既存林等の雨水の流入により希釈されるため、SS濃度は低下し現況と同程度の濃度になるものと考える。 なお、山入川は環境基準の類型指定はないが、B類型のSSの基準値25mg/lと比較すると、通常時は環境基準を下回り、降雨時は環境基準値25mg/l程度と考える。したがって、事業区域からの通常時、降雨時に発生する濁水による山入川の水質への影響は少ないと考える。
5. 地形・地質	事業区域の採掘作業にあたっては、「採石技術指導基準書」の基準を遵守するとともに、現地調査結果からも斜面崩壊が起こりにくい岩盤状況にあるため、斜面崩壊の危険性は少なく、斜面の安全は確保されると考える。また、落石・転石については、落石防止フェンスにより斜面の保全を図るために周辺環境に及ぼす影響はほとんどないことから、斜面の安定性は確保されると考える。 土砂の変動については、採掘区域は岩盤であるため、降雨により土砂が流出することはほとんどなく、採掘区域内の雨水も沈砂池、洪水調節池及び濁水処理装置で土砂分を分離し、上澄水を河川放流するため、土砂の流出はほとんどないものと考える。

表1.4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 値 の 結 論	
6. 水文環境	<p>河川流量の変化の程度は、拡張事業により高水流量の増加が予想されるが、拡張事業で設置される調節池や、八王子市が実施した山入川の河川改修により、事業着手19年後においても山入川の流下能力は、基準値とされる30年確率降雨強度以上である。よって、拡張事業による影響は少ないものと考える。</p> <p>また、拡張事業により、事業区域内からの基底流量をかん養源とする下流部は地下水位の低下が考えられるが、地下水位の平均低下量は豊水期で約0.5m、渇水期で約0.1m程度と予測され、拡張事業による井戸枯れ等の影響は少ないものと考える。</p> <p>なお、拡張事業により、第一工場及び第二工場との境界部の湧水地点は消失する。しかし、岩石の採取事業であり、地下水を分断することではなく、別の場所で新たなる湧水が生じる可能性があるため、影響はないものと考える。</p>	
7. 植物	陸上植物	採掘区域内緑地では、事業の実施に伴い、現況の湿润で生産力の高い森林的環境から乾燥した生産力の低い人為的な環境へと置き換わり、生育環境の変化や既存の緑の減少は免れない。しかし、緑化保全対策により盛土造成地及び大走りなどには郷土種の植栽が行われ、可能な限りの生育環境の創出に努める。また、残留緑地は、緑化保全対策により改変することなく維持するとともに、注目される種は植栽緑地内に移植を行い保全に努めるため、植物の生育環境の場は少しづつ回復していくものと考える。
	陸上動物	採掘区域においては、現在の動物の生息環境である樹林が失われ、陸上動物への影響は免れない。しかし、事業区域内に緑化保全計画により残留緑地及び回復緑地を適切に配置するとともに、採掘区域内緑地には植栽による生息環境の場が回復することにより、動物の生息環境の場は少しづつ回復していくものと考える。
動植物	水生生物	採掘区域においては、水生生物の生育を確認した地点は改変されず現況のまま残るとともに、採掘区域の拡大に伴い発生する渇水量に対応した洪水調節池、沈砂池・沈殿池を設け、渇水が直接河川へ流入することを防ぐことにより、山入川の水質及び流量は現況のまま保たれるため、そこに生育する水生生物への影響は軽微であると考える。
8. 景観		事業の実施により、採掘区域は拡張するが、事業区域を可視できる領域は非常に限られている。また、可視領域からの眺望も尾根や樹林によって遮られること、事業区域の全景を見渡すのが困難なこと、大走りに植栽を施し緑化を行うこと等の理由から、地域景観の特性を変化させることはないと考える。



凡例

現在の第一工場、第二工場、第三工場
本事業の事業区域

